

平成26年度 八峰町住宅リフォーム緊急支援事業

— 工事費の15%(最大30万円)を補助します! —

町では、住宅投資による町内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐久性・耐震性の向上、省エネ・省CO2対策など、住宅の増改築・リフォームにより、町民が安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を支援するため、今年度も住宅リフォーム緊急支援事業を実施します。



《補助対象者》

町内にお住まいの方で、次のいずれかに該当する方

1. 持ち家住宅（自己所有・居住の住宅）を増改築・リフォームする方
2. 親または子が所有し、自ら居住する住宅を増改築・リフォームする方
3. 親または子の持ち家住宅を増改築・リフォームする方
4. 自ら所有する住宅で、親または子が居住する住宅を増改築・リフォームする方

《補助対象住宅》

1. 一戸建ての住宅
住宅用車庫、物置含む。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上であること。
2. マンション等の共同住宅（※対象者の専有部分のみ。賃貸住宅は除く。）

《補助対象工事》

1. 増改築・リフォームに要する費用（消費税相当額含む）が50万円以上であること
2. 町内の建設業者等が施工するものであること（施工業者は「八峰町住宅リフォーム緊急支援事業認定工事店」の認定を受けた業者であること）
3. 平成26年4月1日以降に工事着手するものであって、かつ平成27年3月31日までに完了実績報告書の提出ができる工事であること

《補助率・補助限度額》

補助対象工事に要する費用の15%に相当する額（ただし千円未満は切り捨て）
ただし、補助金の額が30万円を超える場合は30万円を限度とする
（下水道等接続工事費等助成金を利用する場合は、この助成金を含み30万円を限度とする）
※なお、平成22年度から平成25年度に「八峰町住宅リフォーム緊急支援事業」等による補助金等の交付を受けている場合は、それを含み上限30万円とする。

《実施期間》

平成27年3月31日まで
（完了実績報告書必着）

県の各種補助事業も利用できます。
・住宅リフォーム緊急支援事業（限度額：15万円）
・住宅用太陽光発電システム普及支援事業
・「秋田スギの家」普及促進事業

※補助対象外となる場合もありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

■問合せ・申込先 八峰町建設課 ☎76-4610

八峰町に転入された方、転入を予定されている方に、 下記の助成金を用意しています!

〈用語の定義〉

Uターン者……町内出身者であって、5年以上町外で生活し、再び八峰町に住民登録した人
（但し、在学期間は含まない）

Iターン者……町外出身者であって、新たに八峰町に住民登録した人

〈交付対象者〉 八峰町に住民登録をしてから、1年以上八峰町に居住しているU・Iターン者

〈申請期間〉 申請期間は住民登録の日から1年以上経過した後、1年以内《厳守》

〔平成26年4月1日を基準日とした場合、平成24年3月31日以前に転入した人は〕
住民登録から2年が経過しているため申請することができません

〈返還規定〉 奨励金等の交付を受けた日から、5年以内に町外へ転出した場合は、奨励金等を全額返還していただきます

定住奨励金

1. 交付額

①単身で転入した場合は 150,000円 ②家族で転入した場合は 300,000円

2. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

〈必要な添付書類〉

住民票謄本、戸籍の附票謄本（転入以前の5年間、町外に住んでいたことが確認できるもの）等

定住用住宅取得等助成金

1. 対象物件

住民登録日の前後1年以内に購入・借用した物件
（以前の規定：「但し、住民登録後に購入・借用した物件に限ります。」）

2. 対象費用

定住用住宅として購入・借用した住宅の改修等に係る費用
・「八峰町住宅リフォーム支援事業」との併用はできません。
・10㎡以上の新築・増築を行う場合は「確認申請」が必要になります。
・家電（テレビ、洗濯機等）の購入は補助対象外となります。ただし、配管工事等を伴う電気温水器、エアコン等については補助対象とします。

3. 助成額

対象費用の1/2に相当する額、又は50万円のいずれか低い方の額（千円未満切捨）を助成します。
（以前の規定：「但し、改修等に要した費用の額（千円未満切捨）に応じて、50万円を上限として助成します。」）

4. 交付申請

交付申請書等に必要事項を記入のうえ提出していただきます。

〈必要な添付書類〉

定住奨励金の「交付決定通知書」（定住奨励金の申請と同時に進行の場合は不要）、工事内容を確認できる書類（工事請負契約書、見積書）、施工箇所の写真 等

※平成25年3月31日までに住民登録の届出を行った人については、以前の規定を適用します。

次に該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- ・転勤等で一時的に住民登録をした人
- ・福祉施設等への入所を目的として住民登録をした人
- ・勉学のため転出し、勉学の終了により再び住民登録をした人（卒業後5年以上町外で生活していた人は除く）
- ・町税、使用料等を滞納している人（同居家族含む） 等

■問合せ先 八峰町企画財政課 ☎76-4603